

探偵業の業務の適正化に関する法律の概要

平成18年6月8日公布 平成19年6月1日施行

平成28年12月
犯罪抑止対策室

探偵業

《探偵業の定義》

「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいう。(探偵業法第2条第2項)

《探偵業務の定義》

「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であつて当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。(探偵業法第2条第1項)

《探偵業者の定義》

「探偵業者」とは、探偵業法第4条第1項(営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出書の提出)の規定による届出をして探偵業を営む者をいう。
(探偵業法第2条第3項)

※ 実地の調査とは

「面接による聞込み、尾行、張込み」は実地(現場)の調査の方法の例示である。「その他これらに類する方法」は、現場に出向いて行われる(実地の調査)の手法であつて、例示に挙げられた方法と同程度に対象者の権利利益を侵害する可能性のあるようなものをいい、例えば秘匿性のあるカメラを設置し解析する方法がこれに該当する。(解釈運用基準)

《規制、義務等》

- 欠格事由(探偵業法第3条関係)
暴力団員等を探偵業者から排除等
- 届出制(探偵業法第4条関係)
営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出
- 業務の適正化(探偵業法第6条、第7条、第9条及び第10条関係)
探偵業務の実施の原則、探偵業務契約締結時に依頼者から調査結果を犯罪行為等に用いない旨を示す書面の交付を受ける義務、違法目的調査の禁止、守秘義務等
- 契約の適正化(探偵業法第8条関係)
重要事項の説明、契約前の書面交付、契約を締結したときの当該契約内容を明らかにした書面の交付等
- 教育(探偵業法第11条関係)
従業員教育の義務付け
- 罰則(探偵業法第17条から第20条関係)
必要な罰則を規定

適用除外

- 専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるもの
(探偵業法第2条第2項)
- 個人又は法人の資産状況や経営戦略についての情報の収集
- 弁護士、公認会計士、税理士などが自ら受任した事務を行うため必要な活動
- 実地の調査を行わないもの。例えば、電話による問い合わせやインターネットを用いた情報の検索のみによる調査 等

監督(都道府県公安委員会)

- 立入検査等(探偵業法第13条関係)
業務状況に関する報告等又は警察職員による営業所への立入検査
- 行政処分(探偵業法第14条、第15条関係)
・探偵業者等が探偵業法又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合等における指示又は営業の停止
・欠格事由(探偵業法第3条各号)に該当した場合の営業の廃止命令
- 罰則(探偵業法第17条~第20条)
・廃止命令違反等は、一年以下の懲役又は百万円の罰金